

パブリックコメント参考資料

(仮称) 町田市福祉のまちづくり推進計画 (素案)

「すべての人がずっと住み続けられる、安全で、快適で、思いやりのあるやさしいまち」、「一人ひとりの人間として尊重され、社会に参加し、いきいきと暮らすことができるまち」を目指して、福祉のまちづくり推進計画の策定作業をおこなってまいりました。

計画の策定にあたり、より多くの市民の方のご意見を伺いたいと考えています。本資料をご参考にされ、ご意見をお寄せください。

町田市福祉のまちづくり推進協議会

町田市地域福祉部福祉総務課

(仮称) 町田市福祉のまちづくり推進計画 (素案)

目次

1	福祉のまちづくり推進計画策定の考え方	2
1	社会背景	2
2	計画策定の目的	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画期間	3
2	福祉のまちづくりの現状と課題	4
1	市のこれまでの主な取組	4
2	民間のこれまでの主な取組	6
3	現状と課題	8
3	計画で目指すまちの未来像	11
4	計画の目標と取組方針	11
1	計画の目標	11
2	取組方針	11
5	福祉のまちづくり実現に向けた取組 (概要)	13
1	「みんなで取り組む」「継続して進める」ための仕組みづくり	13
2	4つの推進分野と38の推進事業	14
6	福祉のまちづくり推進体制	19
1	市民参加・協働の仕組み	19
2	庁内連携の仕組み	19
3	取組主体間のネットワークの形成	21
■	用語の解説	21

1 福祉のまちづくり推進計画策定の考え方

1. 社会背景

- ・ 少子高齢社会が進行する中で、高齢者、障がい者、子育て世代等、多様な市民の社会参加の機会を保障し、ユニバーサルデザインの理念に基づく社会資本の形成が必要かつ重要となってきました。
- ・ 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合、拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行により、面的なバリアフリー化の促進の仕組みや、基本構想策定の際の利用者や住民の主体的な参加を推進する仕組みの整備が図られています。
- ・ 国では「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、「障害者基本法」をはじめとする法整備が進められており、“合理的配慮¹”による、障がい者に対する実質的な平等の保障について義務化の検討が行われています。また、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保や、高齢者、障がい者等の円滑な移動のための施策等、国及び地方公共団体が講ずるべき基本的施策について定める「交通基本法」の検討も進められています。

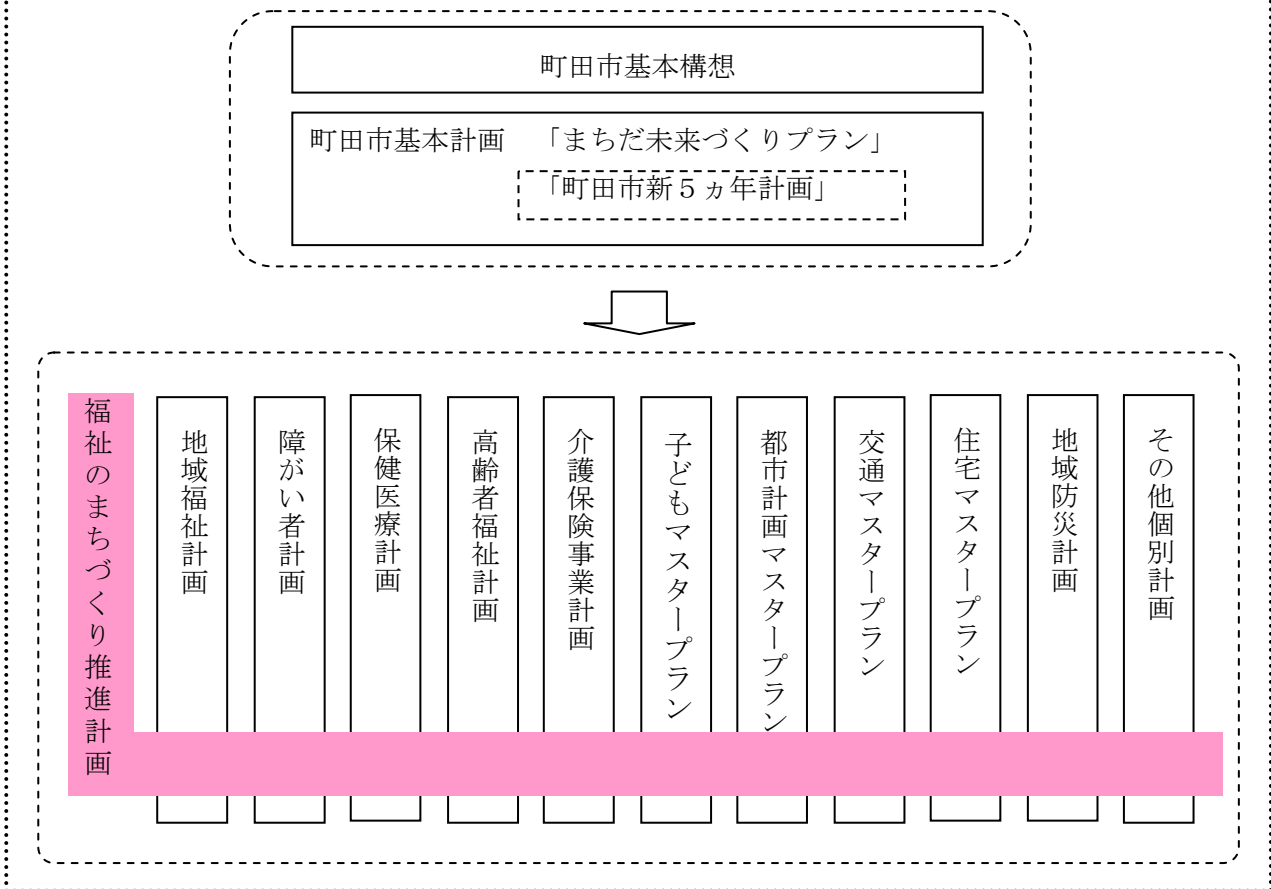
2. 計画策定の目的

- ・ 福祉のまちづくりとは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びそのための環境の整備を目指すものです。
- ・ この計画は、福祉のまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

3. 計画の位置づけ

- ・ 条例に基づく計画として位置づけます。
福祉のまちづくり総合推進条例の規定に基づく、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置づけます。
- ・ 町田市基本構想・基本計画に基づく個別計画とします。
バリアフリー²及びユニバーサルデザイン³の理念に基づき、市の基本構想、基本計画（「まちだ未来づくりプラン」、「新5ヵ年計画」）及び関連する個別計画と連携、調整を図ります。

福祉のまちづくり推進計画の位置づけ



【参考 福祉のまちづくり総合推進条例第 25 条】

(計画の策定)

第 25 条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定するものとする。

4. 計画期間

- ・2012 年度から 2016 年度までの 5 年間の計画とします。また、2014 年度からは、次期計画（2017 年度以降）に向けた検討を行います。

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
福祉のまちづくり 推進計画策定	計画期間(5年間)				
			▲ 次期計画検討		

2 福祉のまちづくりの現状と課題

1. 市のこれまでの主な取組

1974年 町田市の建築物等に関する福祉住環境整備要綱制定

車いすで歩けるまちづくりを目指し、全国に先駆けて道路、建築物の基準を示し、都市環境の整備を促進しました。

1993年 福祉のまちづくり総合推進条例制定

段差解消をはじめとする高齢者、障がい者等に配慮した施設のバリアフリー化の推進が規定されました。

2000年 町田駅周辺のバリアフリーネットワーク化調査

2001年 玉川学園前駅・成瀬駅周辺のバリアフリー化に関する基礎調査

町田市福祉のまちづくり推進協議会の設置

福祉のまちづくり総合推進条例の改正により市長の諮問機関として設置され、市民参加による福祉のまちづくりの推進体制が確立されました。

2003年 「心のバリアフリーハンドブック」作成（2008年改定）

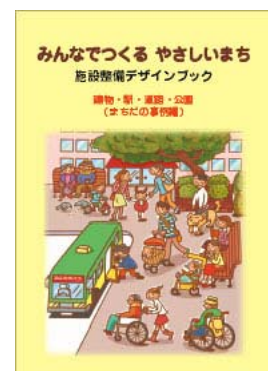
福祉のまちづくり推進協議会において、幅広く障がい者理解を解説した入門書を作成しました。毎年市立小学校4年生全員に配布されているほか、市役所等でも無料で配布しています。

2004年～「みんなのおでかけマップ（バリアフリーマップ冊子版）」作成

みんなのトイレ⁴が整備された施設等、バリアフリー施設を掲載した情報冊子を作成しました。毎年情報を更新し、無料で配布しています。

2006年 「情報バリアフリーハンドブック」「施設整備デザインブック」作成

視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者等が情報を入手するための方法や問題点を知るための入門書、及び、高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとするみんなが使いやすい施設作りのための配慮事項について分かりやすく説明した冊子を作成しました。



2007年 町田市福祉輸送サービス共同配車センターを設立

移動困難な高齢者、障がい者の外出を支援し、社会参加を促進する制度の一つとして市が設立し、町田市社会福祉協議会が民間事業者、NPOと連携して運営を行っています。



■共同配車センターで運行されている「あいちゃん号」と「やまゆり号」

2010年 福祉のまちづくり総合推進条例改正

高齢者や障がい者をはじめとするすべての人が、安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現を図るため、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づいた条例への改正を行い、同年7月に施行しました。

町田市の福祉のまちづくり関連施策、関連事業の現状調査

全庁各部署に対し最近5年間のバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する事業、取組を調査・確認しました。

主に、「市有施設のバリアフリー整備（思いやり駐車区画⁵、出入口の段差解消、みんなのトイレ等の整備）」「子育て支援の施設整備（ベビーチェア、授乳室等の設置）」「分かりやすい案内板」「公共サイン」「放置自転車対策」「老眼鏡の設置」「車いすの貸出」「対面朗読サービス、点訳、手話通訳、外国語対応等の情報保障」等に取り組んでいます。

市民団体に対するヒアリング調査

高齢者、障がい者、子育て支援にかかわる計6団体に対し、福祉のまちづくりに関するヒアリングを行いました。

2011年 市民に対するアンケート調査

市民（高齢者、障がい者、子育て中の親等1,737人（821人回答））に対し、福祉のまちづくりに関するアンケートを行いました。

市有施設のバリアフリー整備状況調査

不特定多数の市民が利用する市有施設（小中学校、高齢者施設等を含む。）計218施設について、バリアフリー整備状況調査を行いました。

2. 民間のこれまでの主な取組

(1) 公共交通機関

高齢者、身体障がい者等の移動の利便性・安全性の向上を促進することを目的として、1999年から2003年にかけて市内鉄道駅の10駅すべてにエレベーターが設置されました。また、車いす利用者をはじめ、高齢者、障がい者、乳幼児を連れた者等だれもが利用できる大きさ・機能・設備等が整備された「みんなのトイレ」の設置や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、案内の点字・外国語・LED表示、駅員のサービス技術向上への取組等、さまざまな取組がなされています。市内のバスについては、1998年から、だれもが乗り降りしやすいよう床面の高さを低くして乗降口のステップをなくした「ノンステップバス」が導入され、年々その台数が増加しているほか、一部のバス停においてサイクルアンドバスライド⁶用自転車駐車場の整備等がされています。

また、2008年度から、学識経験者、障がい者団体、交通事業者等が参加する福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー一部会において、『市内全域の移動等円滑化の全体方針』及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく『町田駅周辺地区基本構想』が検討されています。今後、市内各駅周辺地区について基本構想が策定されると、公共交通機関をはじめとする関係各事業者は、基本構想に基づく事業計画を作成し、バリアフリー化を推進することになります。

(2) 建築物

都市施設のうち、特に施設の整備を推進する必要があるもので、福祉のまちづくり総合推進条例施行規則で定める「種類及び規模」の施設を新築、改修等を行う場合は、福祉のまちづくり総合推進条例で定める遵守基準への適合義務があり、事前協議が必要です。2002年以降、市での事前協議件数は年間150～200件（うち建築物は100～150件）となっています。

2010年10月の福祉のまちづくり総合推進条例改正以後、整備基準をすべてクリアした都市施設について整備基準適合証を交付し、より質の高い整備を推進しています。



■ 「整備基準適合証」

(3) 市民、地域の取組

バリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりに関する取組は、市民団体、地域団体等においてもさまざまな取組がなされています。



■SOSボード

■市民の取組事例（『SOSボード』の掲示）

障がい児・者の親のネットワーク「町田サファイア・クラブ」では、知的障がい児・者への対応を理解してもらうための『SOSボード』を作成し、商店やコンビニエンスストアに配布し掲出の協力を求めています。「おだやかな口調、短い言葉で話してください」等の知的障がい児・者への具体的な接し方等が示されています。



■地域の取組事例（「みんなで考えよう！心のバリアフリー」講演会）

2011年1月、小山田南小学校体育館にて、町田市青少年健全育成委員会の主催で、会場周辺の小中学校の児童生徒、父兄を対象とした障がいのある当事者の体験談の講演会が開催されました。



■小山田南小での講演会の様子



■社会福祉協議会の取組事例（「夏休みボランティアスクール」「夏・体験ボランティア」の開催）

町田市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、毎年夏休み期間中に、市内在住・在学の小学3～6年生を対象にボランティアスクール、中学生から社会人を対象にNPO団体や福祉施設での体験ボランティアを実施しています。

2010年度のボランティアスクールでは、補助犬の役割を学んだり、街中で車いす体験を行ったり等、障がいの理解促進のための取組が行われました。



■街中での車いす体験の様子

3. 現状と課題

(1) 市の施設、事業の現状と課題

2010年12月及び2011年5月に市の施設・事業の現状について調査した、「町田市の福祉のまちづくり関連施策、関連事業の現状調査」、「市有施設のバリアフリー整備状況調査」の結果から、次のような現状と課題があげられます。

現状	課題
<p>■福祉のまちづくり関連事業について 各事業において個別の事業課題、市民ニーズ等に対応し、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取組が進められているため、事業によって取組の状況に差があります。また、バリアフリーの対応があまりなされていない事業も見受けられます。</p>	<p>福祉のまちづくり総合推進条例に規定するユニバーサルデザインの理念を全庁で共有し、総合的、一体的、計画的に取り組む必要があります。</p>
<p>■市有施設のバリアフリー整備について 市有施設の段差解消、みんなのトイレの整備は多くの施設で対応が済んでいます。不特定多数の人が利用する施設では、ベビーチェア等の子育て支援の設備や思いやり駐車区画の整備率が概ね50パーセント未満、エレベーターの整備率が約60パーセントにとどまっています。 また、築年数の経過した施設のバリアフリー対応設備のなかには、現在の整備基準に対応していないものがあります。</p>	<p>市民、ユーザー等のニーズを把握した上で、計画的にバリアフリー化を進める必要があります。</p>

(2) 市民ニーズの現状と課題

2010年12月及び2011年2月に市民ニーズを把握するために行った「市民団体に対するヒアリング調査」、「市民に対するアンケート調査」の結果からは、次のような現状と課題があげられます。

現状	課題
<p>■外出手段について アンケート対象者の60パーセント</p>	<p>徒歩や自家用車で外出割合が高く、自身の健康の維持や家族の運転</p>

<p>以上が通院や買い物のため週3日以上外出しています。外出手段は、徒歩や自家用車の人が約60パーセントを占めています。</p>	<p>等による支援が欠かせないものとなっています。高齢者や障がい者が、ひとりでも安心して外出できる、外出支援制度の拡充の必要があります。</p>
<p>■外出時の情報入手について 外出する際の目的地、経路、交通手段等の情報の収集に当たっては、家族や知人に確認するほか、インターネット検索や電話で確認する人が多いことがわかりました。 地域のイベント情報については、市の広報を見る人が半数以上います。</p>	<p>インターネット検索を利用する人が増加していることを踏まえ、市からの情報提供手段において、バリアフリー・ユニバーサルデザインをさらに充実させる必要があります。</p>
<p>■施設の不便や不満について 生活に密接に関連する民間の店舗や市役所・市民センター等の市有施設の利用については、不便と感じる人は比較的少数でしたが、駐車スペース、休憩スペースの少なさや、案内表示の分かりにくさ、職員（店員）の対応について、不満を感じている人が多く見受けられました。</p>	<p>市有施設、民間施設における休憩スペース確保の促進や、思いやりを持った接遇の啓発・教育を充実させる必要があります。 ユニバーサルデザインの観点から、施設の利用者はもちろんのこと、施設を使用している職員（店員）の活動空間も含めて、バリアフリー・ユニバーサルデザインの対応を検討する必要があります。</p>
<p>■バリアフリーの普及、啓発冊子について 市で発行しているバリアフリー関連冊子等の認知度が10パーセント以下と低い状況です。</p>	<p>心や情報のバリアフリー、福祉のまちづくり総合推進条例の基準に基づく施設整備の制度等、市のユニバーサルデザイン関連施策の普及、啓発を充実させる必要があります。</p>
<p>■災害時の対応について 災害時における避難場所についてはアンケート対象者の60パーセント強が確認していましたが、避難場所を知らないと答えた人も30パーセント近くいます。 災害時に不安に感じることは、多い順に「避難場所での生活」、「水や食事の不足」、「災害時の情報の取得」が挙げられています。</p>	<p>東日本大震災等の被災者の情報、経験等を踏まえ、災害時に高齢者、障がい者をはじめとする災害時要援護者⁷へ配慮すべき事項について、十分に備えておく必要があります。 日ごろよりバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組の推進に努め、減災につなげるとともに、町田市地域防災計画における災害時要援護者等に対する取組が必要となります。</p>

(3) 民間における取組の現状と課題

民間における福祉のまちづくりの取組に関しては、次のような現状と課題があります。

現状	課題
<p>■民間建築物のバリアフリー整備について</p> <p>民間建築物について、事前協議件数に比べて整備基準適合証の発行が少ない状況です。</p>	<p>福祉のまちづくり総合推進条例の周知をさらに徹底する必要があります。</p> <p>また、適合証の発行を受けた施設を、市のホームページで紹介する等、適合証が整備意欲の向上につながるような仕組みの検討等が必要です。</p>
<p>■福祉のまちづくりの取組支援について</p> <p>市民、事業者等による福祉のまちづくりの取組がさまざまに行われていますが、支援の制度や体制が充分ではありません。</p>	<p>市民、団体、事業者等、地域のさまざまな主体による自主的な取組への支援制度や、各主体が連携して取り組むネットワークの構築等、地域全体で福祉のまちづくりの取組を推進する体制を整える必要があります。</p>

(4) 計画策定の必要性

現状において、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインに関する取組は、市をはじめ、市民（団体）、事業者、関係機関等さまざまな主体により実施されていますが、ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する意識の共有や、各取組についての評価、指標がないため、取組の状況がまちまちで、地域全体の福祉のまちづくりの効果的な推進につながっているとはいえません。

この状況を踏まえ、今後は、市と市民（団体）、事業者、関係機関等の地域の各主体が一体となって、ユニバーサルデザインの理念を共有し、総合的かつ計画的に福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

そこで、市民（団体）、事業者、関係機関及び市の協働により、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組を進め、その取組について検証し、検証の結果を活かして新たな施策や措置を講じるといった、一体的、連続的、発展的に福祉のまちづくりを推進するための仕組みづくりが必要となります。

3 計画で目指すまちの未来像

この計画では、次のようなまちの未来像を目指します。

- ① すべての人がずっと住み続けられる、安全で、快適で、思いやりのあるやさしいまち
- ② すべての人が、一人ひとりの人間として尊重され、社会に参加し、いきいきと暮らすことのできるまち

4 計画の目標と取組方針

1. 計画の目標

現状と課題を踏まえ、未来像を達成するため、次の目標を設定します。

- ① みんなが安心して利用できる施設や都市基盤が整備されたまち
- ② みんなが互いに情報を伝え合い、共有できるまち
- ③ みんなが互いに気づき、思いやりの心をはぐくむまち
- ④ みんなが楽におでかけできるまち

2. 取組方針

(1) みんなで取り組む

① 市民（団体）、事業者、関係機関、市の協働による推進

鉄道駅、道路、店舗等のバリアフリー化はそれぞれに進められ、一定の効果を上げています。しかし、駅は公共交通事業者、道路は市をはじめとする自治体や国、店舗は事業者等、各施設は、個別に整備、管理、運用されているため、それぞれの施設をつなぐ経路が円滑化されず、結果として各施設の利用がしづらい状況が起きています。また、各施設で行われるサービスの提供のありようも、施設管理者によってまちまちです。

このような状況を踏まえ、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組は、多様なユーザー・市民の参加・意見を取り入れつつ、市と市民（団体）、事業者、関係機関等地域のあらゆる主体が連携し、一体となって取り組まれていかなければなりません。

② 参加

多様な人が使いやすい、生活しやすい環境をつくる、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組を進めるためには、多様な人々のニーズを把握する必要があります。そのためには、多様な人が、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザ

インの取組に早期の段階から参加し、ニーズや意見を述べる機会が設けられることが必要になります。また、そのような機会があることや、検討の状況等の情報を広く公開していくことも必要になります。参加の機会の充実や、検討状況等の情報の公開は、多様な人々の社会参加を促し、福祉のまちづくりの取組を担う人材の育成にもつながっていきます。

③ 理念・情報の共有

市民（団体）、事業者、関係機関、市の協働による福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組を効果的に推進するためには、各主体が、多様な人が使いやすい、生活しやすい環境をつくる「ユニバーサルデザイン」の理念を理解した上で、市民・ユーザーにはどのようなニーズがあるのか、何が問題となっているのか、等の情報を共有していく必要があります。

(2) 継続して進める

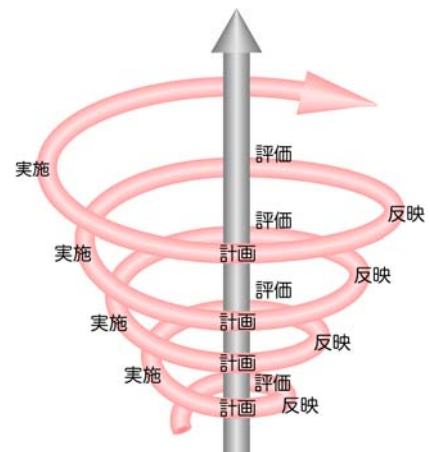
○ 取組の評価、検証、スパイラルアップ⁸

福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインに関する取組を進めるに当たっては、多様な人々の参加やニーズに基づき、市、関係機関、事業者等地域のあらゆる主体と連携して目標に向けて進めていくこととなりますが、取組が完了した後、改めて、目標が達成されたかどうか取組を評価し、次の取組に生かしていくことが必要となります。

また、人々のニーズは、社会情勢の変化によって、変化していきます。取組時に、ニーズへの充足感が高かったとしても、時間を経ると、別のニーズや課題が発生する可能性があります。

よって、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組は、多様な人々のニーズを明らかにしながら、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、を経て、評価で得られた実績データや課題等を次の同事業や類似した事業等の取組へ伝え、反映していく (Action)、継続的な質の向上が求められます (PDCA サイクルとスパイラルアップ)。

この計画においても、PDCA サイクルに基づき各推進事業及び市全体の取組の継続的な改善に取り組み、町田市の福祉のまちづくりの質の向上 (スパイラルアップ) を図っていきます。



■スパイラルアップを図で示したもの

5 福祉のまちづくり実現に向けた取組(概要)

1. 「みんなで取り組む」「継続して進める」ための仕組みづくり

福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインに関する取組は、4-2（取組方針）で示したとおり、「みんなで取り組む」「継続して進める」必要があります。

この計画では、福祉のまちづくり総合推進条例の理念に基づく、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインに関する取組を着実に進めるにあたり、「みんなで取り組む」「継続して進める」ための仕組みづくりに取り組めます。

「みんなで取り組む」「継続して進める」ための仕組みづくりに向けた取組

(1) 市民参加の仕組みの構築

- ①市有施設の新築・改修時及び事後の検証・評価等における市民参加の仕組みの構築
- ②啓発事業等における障がい当事者参加の仕組み構築

(2) 事業評価情報の蓄積・次の事業への伝達の仕組みの構築

2. 4つの推進分野と38の推進事業

- 福祉のまちづくりに関するさまざまな取組や事業は、従来はニーズに応じて個別に行われてきました。計画の策定により、福祉のまちづくりに関する取組や事業を体系化し、福祉のまちづくり総合推進条例の理念に基づく、総合的・一体的な推進を図ります。
- 計画の実行においては、4-1（計画の目標）を踏まえ、総合的に施策を展開するため、「施設のバリアフリー整備の推進」、「情報のバリアフリーの推進」、「心のバリアフリーの推進」、「移動困難者等の移動支援の推進」の4つの「推進分野」別に次に掲げる事業を定めます。
- また、4-2（取組方針）で示した「みんなで取り組む」「継続して進める」という2つの取組方針に基づき、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組の実効性を高めるための仕組みづくりにつながる事業を「重点事業」として位置づけ、優先的に推進します。

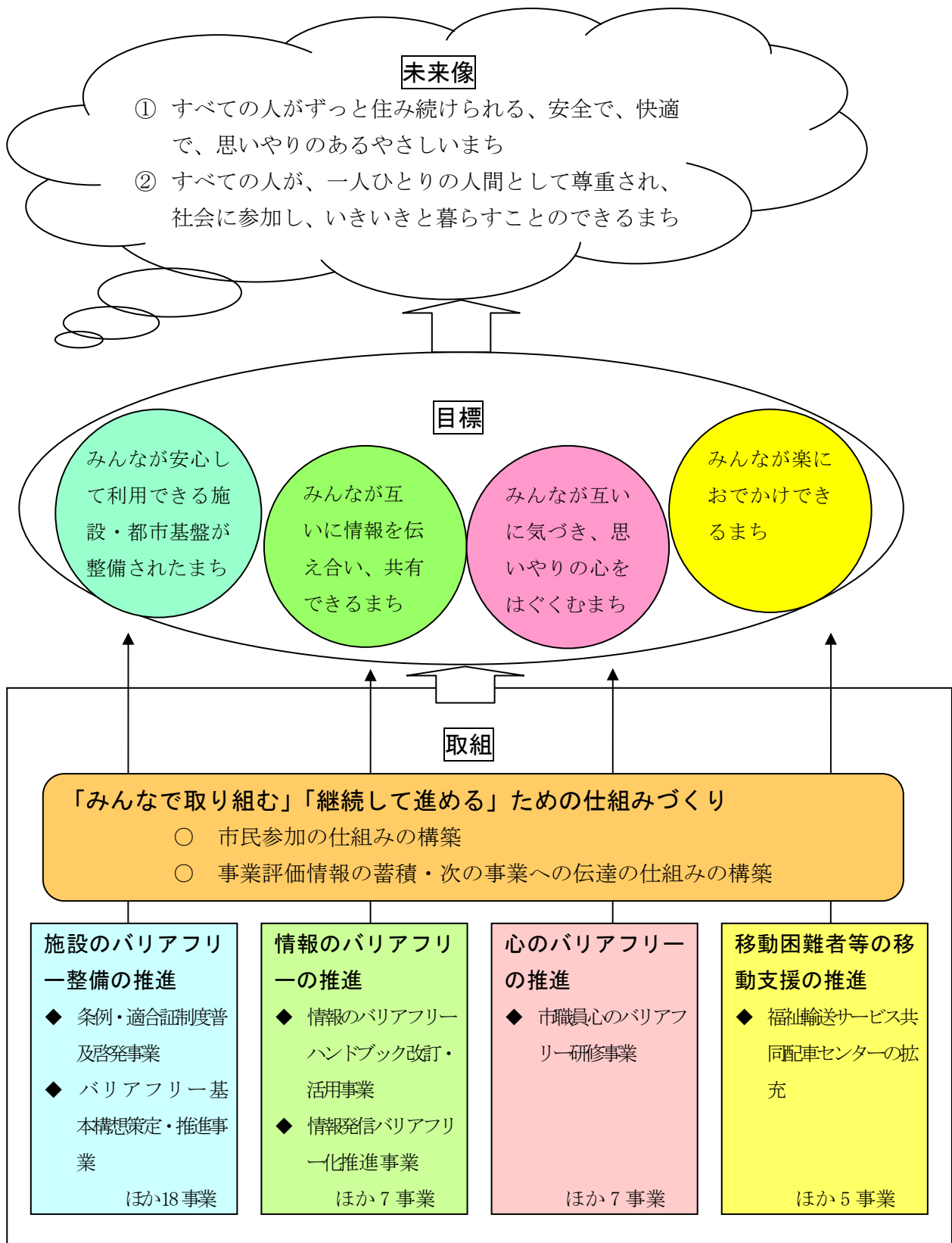
推進分野	推進事業（案）（◆：重点事業（案））
1. 施設のバリアフリー整備の推進	◆ (1)福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業 ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくり総合推進条例の周知徹底、及び、条例の基準に基づく施設を証する適合証交付施設の普及
1-1. 公共施設のバリアフリー整備 地域センター等の公共施設、小・中学校、公園のユニバーサルデザイン・バリアフリーを推進します。	(2)市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業 今後予定される成瀬センター、玉川学園文化センター等の建替えにおける、市民参加による検討・ニーズの反映 (3)市の既存建築物のバリアフリー改修事業（小学校・中学校のトイレ改修事業） 市立小中学校のトイレを計画的に改修、洋式化等衛生的で使いやすいトイレの整備
1-2. 民間施設のバリアフリー整備 住宅や店舗等の民間建築物のバリアフリーを推進します。	(4)バリアフリー化整備資金助成事業 市内の中小企業者に対し、店舗等のバリアフリー化に係る資金について、信用保証料及び利子の全額を助成 (5)住宅改修工事助成事業（加齢対応型住宅改修工事） 手すりの設置や床段差の解消等、所有する住宅の改修を行う市民に対し、改修に係る資金の一部を助成

		<p>(6) 住宅改修アドバイザー派遣事業 介護認定・障がい認定を受けた市民が、所有する住宅の改修を行う際、適切な改修を行うためその依頼に基づき建築士や理学療法士等の専門家を派遣</p>
	<p>1 - 3. 都市基盤施設等の バリアフリー整備</p> <p>駅周辺地区の面的整備、道路、公園等の都市の基盤となる施設のバリアフリーを推進します。</p>	<p>◆ (7) バリアフリー基本構想の策定及び整備推進事業 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、バリアフリー基本構想を策定し駅施設及び周辺の道路等のバリアフリー整備を推進</p>
		<p>(8) 駅前広場整備事業 今後予定される、南町田駅、相原駅の駅前広場の整備</p>
		<p>(9) 鉄道駅周辺移動環境整備事業 町田駅のエレベーター整備、南町田駅の自由通路の検討等</p>
		<p>(10) ノンステップバスの導入支援事業 だれもが利用しやすいバス車両の普及拡大</p>
		<p>(11) 地域コミュニティバスの運行補助事業 公共交通不便地区における交通手段の確保のためのコミュニティバス導入に対する助成</p>
		<p>(12) バス停の乗降環境改善整備（バス走行環境改善事業） バスの乗降方法の変更に伴うバス停の柵・植木の撤去等</p>
		<p>(13) 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備事業） 安全で安心して歩ける歩行空間の形成</p>
		<p>(14) 無電柱化推進事業 良好な景観の阻害要因となる電線の地中埋設の推進</p>
		<p>(15) 街路樹の再整備事業 老朽化により根上がり等を起こし、歩行者等に危険を及ぼす恐れのある街路樹の再整備</p>
		<p>(16) 公園施設長寿命化計画に基づく公園整備事業 バリアフリー整備を含む公園施設の計画的な修繕</p>
		<p>(17) 公園等における市民活動団体等の育成事業 公園の清掃等を行う市民団体に対する助成</p>
		<p>(18) 町田駅周辺駐車場マップ・駐輪場マップの整備事業 安全な道路環境を維持するための情報の提供</p>
		<p>(19) 自転車等駐車場の整備事業 駅周辺の自転車等駐車場の整備</p>
		<p>(20) 公共トイレ計画推進事業</p>

	いつでもどこでもトイレを利用できる環境の整備
<p>2. 情報のバリアフリーの推進</p> <p>広報誌、冊子、音声、掲示板、インターネットをはじめとするIT技術等多様なツールを充実させ、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が、簡単かつ効率よく、まちに関する情報を得られる環境づくりや情報を共有できる仕組みづくりを推進します。</p>	<p>(21) コミュニケーション支援ボードの活用事業 コミュニケーションを取ることが難しい障がい者や外国人等の支援ツールとして作成したコミュニケーション支援ボードの商店街や福祉施設等で活用、啓発</p> <p>◆ (22) 情報バリアフリーハンドブックの改定・活用事業 情報のバリアフリーについての啓発冊子の内容の検証、改定、普及啓発</p> <p>◆ (23) 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業 市の市民等に対する通知、案内等、市のさまざまな情報の発信について情報バリアフリーの観点からのルール化検討、ルールに基づく情報発信の徹底</p> <p>(24) 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業 聴覚障がいのある方へのコミュニケーション支援</p> <p>(25) 高齢者のための福祉のてびき作成 高齢者に関わる支援制度等を掲載した情報冊子の発行</p> <p>(26) 障がい者サービスガイドブックの作成 障がい者に関わる福祉サービス情報等を掲載した情報冊子の発行</p> <p>(27) のびっこ（町田市子育て情報誌）作成 子育てに関する役立つ情報を掲載した情報冊子の発行</p> <p>(28) 「みんなのおでかけマップ」の整備事業 市内の主要施設のみんなのトイレ、子育て支援設備の情報の発信、発信方法の見直し</p> <p>(20) 公共トイレ計画推進事業（再掲） 公共トイレの協力店を掲載した、「公共トイレマップ」の作成、普及</p>
<p>3. 心のバリアフリーの推進</p> <p>高齢者、障がい者、子ども、妊産婦、外国人等人々の多様性に互いに気付き、思いやりのあるやさしいまちづくりを推進します。</p>	<p>(29) 心のバリアフリーハンドブックの活用事業 心のバリアフリー啓発冊子の学校の授業等における普及活用</p> <p>(30) 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進 総合的な学習の時間や、道徳、社会科の時間を利用し「心のバリアフリーハンドブック」等を参考に、車いす体験や障がいのある方から直接お話を聞く等、思いやる心を学び、そして助け合いの気持ちを育てていく</p> <p>(31) 交通安全教室の実施 交通安全教育を実施し、マナー向上のための啓発活動の推進</p>

	(32) 「まちだの福祉」講座運営事業 「市民大学 HATS」における福祉講座の開催による、高齢者の生活や障がいへの理解促進、ボランティア人材の育成、共に暮らす地域づくりの促進
	(33) 「障がい者青年学級」運営事業 障がいのある青年を対象とした青年学級活動の推進
	(21) コミュニケーション支援ボードの活用事業(再掲) コミュニケーション支援ボードの活用による商店街等の理解の促進
	(34) 店舗のユニバーサルデザイン接遇の普及事業 心のバリアフリーハンドブック等の啓発冊子及びコミュニケーション支援ボードの活用による商店街等の理解の促進
	◆ (35) 市職員の心のバリアフリー研修事業 市職員に対する心のバリアフリー啓発、高齢者、障がい者をはじめとする多様な市民等に対する基本的な接遇に関する研修の計画的実施
4. 移動困難者等の移動支援の推進 共同配車センターの拡充、災害対策の充実等を進め、高齢者、障がい者をはじめとする移動困難者が、安心して充実した生活ができるまちづくりを推進します。	◆ (36) 福祉輸送サービス共同配車センターの拡充 移動困難な高齢者、障がい者等が利用できる共同配車センターの現状の検証、多様な主体の参加等による機能拡充の検討、周知
	(10) ノンステップバス導入支援事業(再掲) だれもが利用しやすいバス車両の普及拡大
	(11) 地域コミュニティバスの運行補助事業(再掲) 公共交通不便地区における交通手段の確保のためのコミュニティバス導入に対する助成
	(37) 心身障がい者通院交通費助成事業 障がい者に対する通院交通費の助成
	(38) 移動支援事業(ガイドヘルパー派遣) 障がい者等の外出時の移動支援
	(28) 「みんなのおでかけマップ」の整備事業(再掲) みんなのトイレや障がい者駐車区画、子育て支援設備の有無等が掲載されているバリアフリー情報冊子の発行による外出支援

■ 福祉のまちづくり推進計画のイメージ図



6 福祉のまちづくり推進体制

計画を進めていくため、以下のような体制を構築します。

1. 市民参加・協働の仕組み

「町田市福祉のまちづくり推進協議会」

① 位置づけ、構成

「町田市福祉のまちづくり推進協議会」（以下「協議会」といいます。）は、福祉のまちづくりの推進に関し調査審議するため、市長の諮問機関として設置されている機関です。事業者、市民、学識経験者、関係行政機関の職員により構成されています。

② 役割、機能

・ 計画の評価、検証

福祉のまちづくりの総合的な推進の観点から、計画の評価、検証を行い、課題の提示、必要な助言等を市長に対して行います。

計画の具体的な評価、検証は、協議会の下に設置する（仮称）「福祉のまちづくり推進部会」において行います。

・ 市民・ユーザーのニーズの把握

評価、検証に当たっては、市民参加のワークショップの開催、市民（ユーザー）アンケート調査等を行うことにより、市民・ユーザーのニーズを踏まえることを基本とします。

2. 庁内連携の仕組み

（仮称）「福祉のまちづくり推進委員会」

① 位置づけ、構成

計画を実行する庁内の体制として、（仮称）「福祉のまちづくり推進委員会」を設置し、計画に係る事業の所管部署により構成します。

② 役割、機能

・ 事業の進捗状況の把握、評価

計画に係る事業の進捗状況の把握及び評価を行います。

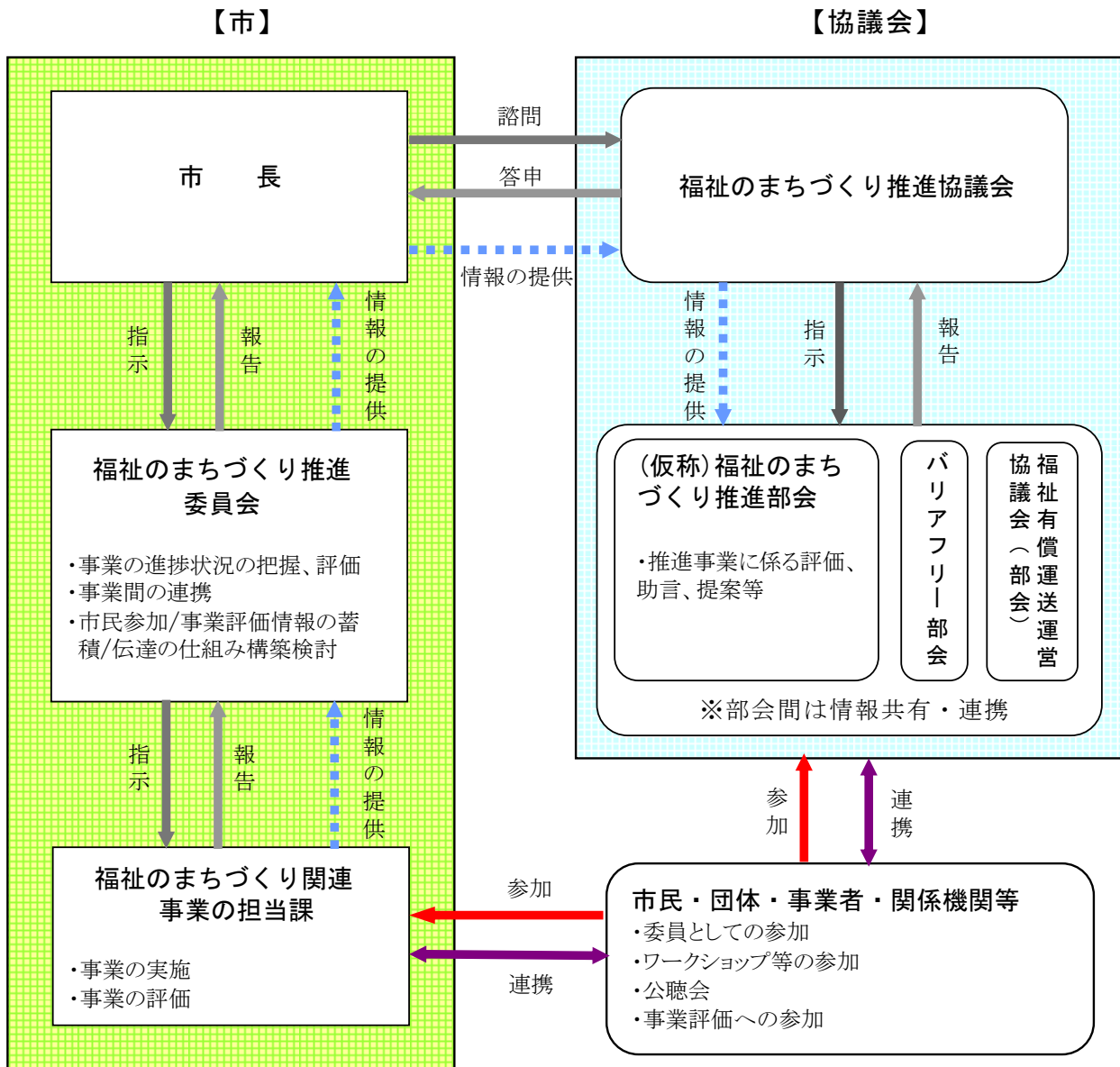
・ 事業間の連携

福祉のまちづくり総合推進条例の理念を踏まえ、ハード・ソフトの枠を超えた事業間の連携を図り、全庁的な体制の下、関連事業の推進を目指します。

・ 「市民参加の仕組み」、「事業評価情報の蓄積・次の事業への伝達の仕組み」の検討

福祉のまちづくりの取組の実効性を高めるための仕組みづくりについて検討します。

■推進体制のイメージ図



事務局（福祉総務課）

- ・「福祉のまちづくり推進協議会」「福祉のまちづくり推進委員会」の庶務
- ・市民・団体・事業者等の参加支援、関係機関等との調整・ユニバーサルデザイン関連情報の蓄積と管理

※バリアフリー部会・・・『市内全域の移動等円滑化の全体方針』及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく町田駅周辺地区をはじめとする市内10駅周辺地区の『基本構想』案の策定を行う部会。

※福祉有償運送運営協議会・・・「道路運送法施行規則」第51条の7に規定する組織で、「道路運送法」第79条に規定する自家用有償旅客運送事業者の登録等について協議するもの

3. 取組主体間のネットワークの形成

計画の着実な推進のためには、庁内組織だけでなく、市内の各主体による連携が必要となります。「市民」「団体」「事業者」「関係機関」「市」各実施主体によるネットワークを形成し、相互に連携、協働して、福祉のまちづくりの推進に取り組めます。

■用語の解説

1 合理的配慮

障がいのある人が、他の人と同様に人間らしく豊かに生活する権利を享受し、行使できるように、必要な配慮や調整を行うことをいいます。2006年12月13日第61回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に定義されている言葉です。

2 バリアフリー

「バリア（障がい、障壁）」を「フリー（自由、取り除く）」という考え方のことです。障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていましたが、現在では、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去することを意味します。

3 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるように生活環境その他の環境を作り上げることをいいます。

4 みんなのトイレ

車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者、オストメイト（人工肛門^{こうもん}保有者、人工膀胱^{ぼうこう}保有者）等のみなが円滑に利用できる十分なスペース等を確保したトイレをいいます。市外では「だれでもトイレ」「多目的トイレ」ともいわれています。

5 思いやり駐車区画

障がい者、妊産婦・乳幼児連れの方、歩行が困難な高齢者、療養中・リハビリ中の方、内部疾患のある方が、円滑に乗り降りができるよう、広めのスペースを確保した駐車区画をいいます。

6 サイクルアンドバスライド

出発地点（自宅等）からバス停まで自転車で行き、バス停付近に設置された駐輪場に駐輪し、バスに乗り換えて駅などの目的地へ向かうシステムのことです。

7 災害時要援護者

高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等で、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ的確な防災行動をとることが困難な人たちです。

8 スパイラルアップ

計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、反映（Action）を1サイクルとして、サイクルを繰り返すことにより、螺旋（らせん・スパイラル）を描くように、1サイクルごとに取組の質を向上させて、継続的に事業を改善していくことをいいます。